

議案第 2 号

一般職職員の給与に関する条例の一部を改正するについて

一般職職員の給与に関する条例（昭和 2 9 年条例第 2 3 号）の一部を次のように改正する。

令和 5 年 1 1 月 2 4 日提出

成田市長 小 泉 一 成

一般職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第1条 一般職職員の給与に関する条例（昭和29年条例第23号）の一部を次のように改正する。

第9条の2第1項中「308,600円」を「309,200円」に改める。

第20条第2項中「100分の120」を「100分の125」に改め、同条第3項中「100分の120」を「100分の125」に、「100分の67.5」を「100分の70」に改める。

第20条の4第2項第1号中「100分の100」を「100分の105」に改め、同項第2号中「100分の47.5」を「100分の50」に改める。

第28条第2項中「100分の120」を「100分の125」に改め、同条第3項中「あるのは、「第28条第1項」を「あるのは「第28条第1項」と、同条第1号中「基準日から」とあるのは「基準日（第28条第1項に規定する基準日をいう。以下この条及び次条において同じ。）から」と、「支給日」とあるのは「支給日（同項に規定する規則で定める日をいう。以下この条及び次条において同じ。）」に改める。

別表第1及び別表第2を次のように改める。

別表第1

行政職給料表

職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
		給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	1	147,100	162,100	187,300	232,400	271,600	295,400	323,100	365,500	410,300
	2	148,100	163,200	189,600	234,000	273,200	297,500	325,300	368,100	412,700
	3	149,100	164,400	191,800	235,500	274,700	299,500	327,500	370,500	415,200
	4	150,100	165,500	194,000	236,900	276,300	301,400	329,500	372,900	417,600
	5	151,200	166,600	196,200	240,900	277,800	303,200	331,500	374,800	419,500
	6	152,300	167,700	197,900	242,400	279,500	305,000	333,500	377,300	421,600
	7	153,400	168,800	199,400	243,800	281,300	306,600	335,400	379,600	423,700
	8	154,400	169,900	200,900	245,200	283,100	308,200	337,300	382,100	425,900
	9	155,300	170,900	202,400	246,400	284,800	309,800	339,200	384,500	427,800
	10	156,400	172,300	203,800	248,000	286,700	312,000	341,200	387,100	429,900
	11	157,500	173,600	205,200	249,500	288,500	314,200	343,200	389,700	432,000
	12	158,600	174,900	206,600	250,900	290,300	316,200	345,200	392,300	433,900
	13	159,500	176,100	208,000	252,000	292,100	318,200	347,000	394,600	435,600
	14	160,600	177,600	209,700	253,400	293,700	320,200	349,000	396,900	437,400
	15	161,800	179,100	211,400	254,900	295,100	322,100	350,900	399,100	439,300
	16	162,900	180,700	212,900	256,200	296,500	324,000	352,800	401,400	441,200
	17	164,000	181,800	214,400	257,500	298,000	325,900	354,500	403,200	443,000
	18	165,400	183,200	216,200	258,700	300,000	327,900	356,500	405,100	444,800
	19	166,700	184,600	217,900	259,900	302,000	329,800	358,300	407,000	446,600
	20	167,900	186,000	219,600	261,100	303,800	331,700	360,200	408,800	448,300
	21	169,000	187,300	221,100	262,300	305,500	333,400	362,100	410,600	450,100
	22	170,200	189,600	222,600	263,600	307,400	335,400	364,000	412,400	451,600
	23	171,400	191,800	224,100	264,900	309,300	337,400	365,900	414,200	453,000
	24	172,600	194,000	225,600	266,200	311,100	339,300	367,800	416,000	454,500
	25	173,700	196,200	226,800	267,600	312,800	340,700	369,700	417,600	459,900
	26	175,200	197,900	228,200	269,100	314,800	342,600	371,600	419,100	463,000
	27	176,700	199,400	229,600	270,700	316,800	344,500	373,500	420,600	466,000

28	178,200	200,900	231,000	272,200	318,700	346,400	375,400	422,100	469,000
29	179,600	202,400	232,400	273,800	320,400	348,000	376,900	423,600	472,000
30	181,000	203,800	234,000	275,500	322,400	349,900	378,700	424,900	475,000
31	182,500	205,200	235,500	277,100	324,400	351,700	380,500	426,200	478,000
32	184,000	206,600	236,900	278,700	326,400	353,500	382,100	427,400	481,100
33	185,400	208,000	238,100	280,300	327,600	355,300	383,800	428,600	483,800
34	187,100	209,300	239,700	281,800	329,600	357,100	385,200	429,900	486,900
35	188,800	210,600	241,200	283,300	331,500	358,800	386,600	431,200	489,900
36	190,500	211,900	242,600	284,800	333,500	360,500	388,000	432,400	493,000
37	192,200	213,200	243,600	285,900	335,400	361,900	389,400	433,600	495,700
38	193,300	214,400	245,100	287,500	337,300	363,200	390,600	434,400	498,000
39	194,700	215,600	246,400	289,000	339,200	364,500	391,800	435,200	500,300
40	195,800	216,700	247,600	290,500	341,100	365,900	392,800	436,000	502,600
41	196,800	217,800	248,700	291,900	342,900	367,000	393,900	436,600	504,600
42	198,200	218,900	249,700	293,500	344,800	367,900	395,100	437,300	506,000
43	199,400	219,900	250,600	295,100	346,600	368,900	396,200	438,000	507,500
44	200,600	220,900	251,500	296,700	348,400	370,000	397,300	438,700	508,900
45	202,100	221,800	252,400	298,200	349,900	370,800	398,000	439,500	510,100
46	203,100	222,700	253,300	299,800	351,300	371,700	398,700	440,300	511,500
47	204,000	223,600	254,100	301,300	352,700	372,600	399,400	440,700	513,000
48	205,100	224,500	254,900	302,800	354,200	373,400	400,100	441,400	514,500
49	206,200	225,400	255,600	304,400	355,700	374,200	400,700	441,900	515,600
50	207,200	226,300	256,700	306,000	356,500	375,000	401,300	442,300	516,700
51	208,100	227,200	257,900	307,600	357,500	375,800	401,800	442,700	517,900
52	209,100	228,100	259,000	309,100	358,500	376,500	402,200	443,100	519,100
53	210,200	228,900	260,200	310,000	359,400	377,200	402,600	443,500	520,100
54	211,200	229,800	261,400	311,500	360,500	377,900	402,900	443,900	521,000
55	212,100	230,700	262,500	313,000	361,400	378,600	403,200	444,300	521,900
56	213,000	231,500	263,600	314,600	362,400	379,300	403,500	444,600	522,800
57	213,900	231,800	264,700	316,200	363,300	379,800	403,800	444,900	523,600
58	214,500	232,600	265,800	317,800	364,000	380,400	404,100	445,300	524,500
59	215,200	233,300	266,900	319,300	364,700	381,000	404,400	445,600	525,200
60	216,000	233,900	267,900	320,800	365,300	381,700	404,700	445,900	525,700
61	216,800	234,500	268,900	322,200	365,700	382,100	405,000	446,200	526,400
62	217,300	235,200	269,900	323,400	366,300	382,800	405,300		527,000
63	217,800	235,800	270,900	324,500	367,000	383,400	405,600		527,800
64	218,300	236,300	271,800	325,600	367,700	384,000	405,900		528,400
65	218,800	236,800	272,700	326,300	368,000	384,400	406,200		528,900
66	219,400	237,300	273,600	327,200	368,700	385,000	406,500		
67	220,000	237,800	274,500	328,000	369,400	385,600	406,800		
68	220,500	238,400	275,400	328,800	370,000	386,200	407,100		
69	220,800	238,900	276,300	329,600	370,300	386,600	407,300		
70	221,100	239,400	277,200	330,000	370,900	387,100	407,600		
71	221,400	239,900	278,100	330,600	371,600	387,600	407,900		
72	221,700	240,400	279,000	331,300	372,200	388,200	408,100		
73	221,900	240,900	280,000	332,100	372,500	388,500	408,300		
74	222,300	241,400	281,000	332,800	373,100	388,900	408,600		
75	222,600	241,800	281,900	333,500	373,800	389,300	408,900		
76	223,000	242,300	282,800	334,100	374,400	389,700	409,100		
77	223,200	242,800	283,300	334,600	374,800	390,000	409,300		
78	223,700	243,300	284,000	335,200	375,300	390,300	409,600		
79	224,000	243,800	284,700	335,700	375,900	390,600	409,900		
80	224,300	244,300	285,600	336,300	376,400	390,800	410,100		
81	224,600	244,700	286,600	336,600	376,900	391,000	410,300		
82	224,900	245,200	287,400	337,100	377,500	391,300	410,600		
83	225,200	245,600	288,200	337,500	378,000	391,600	410,900		
84	225,500	246,000	289,000	337,900	378,300	391,800	411,100		
85	225,800	246,400	289,700	338,300	378,700	392,000	411,300		
86	226,100	246,800	290,200	338,800	379,200	392,300			
87	226,400	247,200	290,600	339,300	379,600	392,600			
88	226,700	247,600	291,000	339,800	380,000	392,800			
89	227,000	248,000	291,200	340,100	380,400	393,000			
90	227,400	248,500	291,500	340,500	380,900	393,300			
91	227,700	248,800	291,700	341,000	381,300	393,600			
92	228,000	249,100	292,000	341,400	381,700	393,800			
93	228,200	249,400	292,200	341,700	382,000	394,000			
94	228,500		292,400	342,100					
95	228,800		292,700	342,600					
96	229,100		292,900	343,000					
97	229,300		293,200	343,200					

98	229,600		293,500	343,600						
99	229,800		293,800	344,100						
100	230,100		294,100	344,500						
101	230,400		294,400	344,700						
102	230,600		294,800	345,100						
103	230,900		295,100	345,500						
104	231,200		295,500	345,800						
105	231,500		295,700	346,100						
106	232,000		295,900	346,500						
107	232,300		296,200	346,900						
108	232,600		296,600	347,300						
109	232,800		296,800	347,800						
110	233,200		297,100	348,200						
111	233,600		297,500	348,600						
112	233,900		297,900	349,000						
113	234,100		298,100	349,500						
114	234,600		298,400	349,900						
115	235,100		298,800	350,200						
116	235,600		299,100	350,500						
117	235,900		299,300	351,000						
118	236,300		299,600							
119	236,700		300,000							
120	237,000		300,300							
121	237,400		300,500							
122			300,900							
123			301,300							
124			301,600							
125			301,800							
126			302,000							
127			302,300							
128			302,700							
129			302,900							
130			303,100							
131			303,400							
132			303,700							
133			304,100							
134			304,300							
135			304,600							
136			304,900							
137			305,200							
定年前再任用短時間勤務職員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	
		178,200	188,700	216,200	256,200	275,600	290,700	316,200	358,000	442,400

備考 この表は、医療職給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。

別表第2

医療職給料表

職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員		円	円	円	円
	1	264,700	346,600	406,900	474,700
	2	267,200	349,600	409,600	477,000
	3	269,600	352,400	412,100	479,200
	4	272,000	355,300	414,700	481,500
	5	274,100	357,800	417,100	483,700
	6	277,600	360,800	419,100	485,800
	7	281,100	363,800	420,900	488,000
	8	284,500	366,600	422,800	490,000
	9	288,100	368,700	424,600	491,900
	10	291,600	371,200	427,300	494,000
	11	295,200	373,900	429,800	496,100
	12	298,700	376,400	432,200	498,200
13	302,200	379,100	434,400	500,300	

14	306,100	382,500	436,900	502,200
15	310,000	385,500	438,900	504,300
16	313,600	388,800	441,000	506,400
17	317,200	391,800	443,000	508,300
18	320,700	394,400	445,200	510,300
19	324,200	396,800	447,400	512,300
20	327,700	399,300	449,500	514,100
21	331,300	401,900	450,900	515,900
22	335,000	403,900	453,300	517,700
23	338,400	405,500	455,600	519,500
24	341,700	407,100	457,800	521,300
25	345,000	408,800	459,800	522,900
26	347,500	411,000	462,100	524,700
27	350,000	413,100	464,300	526,500
28	352,300	415,100	466,600	528,300
29	354,400	417,200	468,700	529,900
30	356,100	419,300	470,900	531,700
31	357,800	420,900	473,200	533,500
32	359,600	422,600	475,300	535,300
33	361,500	424,500	477,100	536,900
34	363,700	426,000	479,200	538,700
35	365,800	427,800	481,300	540,400
36	367,800	429,600	483,300	542,100
37	369,700	431,500	485,400	543,700
38	371,900	433,500	487,100	545,300
39	374,000	435,300	488,900	546,700
40	376,000	437,200	490,700	548,300
41	378,000	439,000	492,300	549,800
42	378,700	440,700	494,100	551,200
43	379,300	442,400	495,900	552,600
44	380,000	444,200	497,500	553,900
45	380,900	446,000	498,900	555,100
46	382,200	447,800	500,600	556,100
47	383,500	449,500	502,400	557,100
48	384,800	451,200	504,100	558,100
49	385,600	452,800	505,600	559,100
50	386,400	454,500	506,900	560,000
51	387,200	456,200	508,200	560,900
52	387,700	457,900	509,500	561,800
53	388,500	459,800	510,500	562,600
54	389,300	461,000	511,800	563,500
55	390,000	462,200	513,100	564,400
56	390,700	463,400	514,400	565,300
57	391,400	464,400	515,400	566,200
58	392,300	465,400	516,200	567,100
59	393,000	466,300	517,000	568,000
60	393,600	467,100	517,800	568,700
61	394,100	467,900	518,700	569,600
62	394,600	468,600	519,500	570,500
63	395,000	469,300	520,400	571,400
64	395,400	469,900	521,200	572,300
65	395,700	470,600	522,100	573,200
66		471,300	523,000	574,100
67		471,900	523,700	575,000
68		472,500	524,600	575,900

69	472,800	525,500	576,800
70	473,400	526,300	577,700
71	474,100	527,200	578,600
72	474,800	528,100	579,500
73	475,200	528,900	580,400
74	475,800	529,800	581,300
75	476,500	530,700	582,200
76	477,200	531,400	583,100
77	477,600	532,200	584,000
78	478,200	533,100	584,900
79	478,800	534,000	585,800
80	479,300	534,900	586,700
81	479,900	535,700	587,600
82	480,400	536,600	588,500
83	480,900	537,500	589,400
84	481,400	538,400	590,300
85	481,800	539,200	591,200
86	482,400	540,100	592,100
87	482,800	541,000	593,000
88	483,300	541,900	593,900
89	483,800	542,700	594,800
90	484,400		595,700
91	485,000		596,600
92	485,400		597,500
93	485,900		598,400
94	486,500		599,300
95	487,100		600,200
96	487,600		601,100
97	488,100		602,000
98			602,900
99			603,800
100			604,700
101			605,600
102			606,500
103			607,400
104			608,300
105			609,200
106			610,100
107			611,000
108			611,900
109			612,800
110			613,700
111			614,600
112			615,500
113			616,400
114			617,300
115			618,200
116			619,100
117			620,000
118			620,900
119			621,800
120			622,700
121			623,600
122			624,500
123			625,400

	124				626,300
	125				627,200
定年前再任用短時間勤務職員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		297,300	339,700	394,300	467,400

備考 この表は、診療所に勤務する医師に適用する。

第2条 一般職職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第20条第2項中「100分の125」を「100分の122.5」に改め、同条第3項中「100分の125」を「100分の122.5」に、「100分の70」を「100分の68.75」に改める。

第20条の4第2項第1号中「100分の105」を「100分の102.5」に改め、同項第2号中「100分の50」を「100分の48.75」に改める。

第21条第4項中「、第19条の3及び第20条の4」を「及び第19条の3」に改める。

第26条中「及び期末手当」を「、期末手当及び勤勉手当」に改める。

第28条第2項中「100分の125」を「100分の122.5」に改める。

第29条を第30条とし、第28条の次に次の1条を加える。

(会計年度任用短時間勤務職員の勤勉手当)

第29条 会計年度任用短時間勤務職員の勤勉手当は、6月1日及び12月1日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する会計年度任用短時間勤務職員（任期が6カ月以上の者その他これに準ずる者として規則で定める者（1週間当たりの勤務時間が15時間30分に満たない者その他規則で定める者を除く。）に限る。以下この項において同じ。）に対し、基準日以前6カ月以内の期間における当該会計年度任用短時間勤務職員の勤務成績に応じて、それぞれ基準日から起算して15日を超えない範囲内において規則で定める日に支給する。これらの基準日前1カ月以内に退職し、又は死亡した会計年度任用短時間勤務職員（規則で定める会計年度任用短時間勤務職員を除く。）についても、同様とする。

2 会計年度任用短時間勤務職員の勤勉手当の額は、第27条第1項又は第2項の規定により定められた報酬の額の月額に相当する額として規則で定める額（以下この項において「勤勉手当基礎額」という。）に、任命権者が規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、会計年度任用短時間勤務職員の勤勉手当の額の総額は、勤勉手当基礎額に100分の102.5を乗じて得た額の総額を超えてはならない。

3 会計年度任用短時間勤務職員の勤勉手当の支給については、第20条の2及び第20条の3の規定を準用する。この場合において、第20条の2中

「前条第1項」とあるのは「第29条第1項」と、同条第1号中「基準日から」とあるのは「基準日（第29条第1項に規定する基準日をいう。以下この条及び次条において同じ。）から」と、「支給日」とあるのは「支給日（同項に規定する規則で定める日をいう。以下この条及び次条において同じ。）」と読み替えるものとする。

- 4 前各項に定めるもののほか、会計年度任用短時間勤務職員の勤勉手当の支給に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条並びに附則第6項及び第7項の規定は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の一般職職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第9条の2第1項、別表第1及び別表第2の規定は令和5年4月1日（以下「適用日」という。）から、改正後の条例第20条第2項及び第3項、第20条の4第2項並びに第28条第2項の規定は同年12月1日から適用する。

（適用日前の異動者の号給の調整）

- 3 適用日前に職務の級を異にして異動した職員及び市長の定めるこれに準ずる職員の適用日における号給については、その者が適用日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、市長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

（給与の内払）

- 4 改正後の条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の一般職職員の給与に関する条例の規定により支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

（委任）

- 5 前2項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

（成田市職員の育児休業等に関する条例の一部改正）

- 6 成田市職員の育児休業等に関する条例（平成4年条例第21号）の一部を次のように改正する。

第7条第2項中「第20条の4第1項」の次に「又は第29条第1項」を加え、「（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員を除く。）」を削る。

第8条中「地方公務員法」の次に「（昭和25年法律第261号）」を加える。

(成田市水道事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

7 成田市水道事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和42年条例第14号)の一部を次のように改正する。

第18条第1項中「及び期末手当」を「, 期末手当及び勤勉手当」に改め、同条第4項中「期末手当」の次に「及び勤勉手当」を加える。

第18条の2第2項中「, 第11条及び第13条」を「及び第11条」に改める。

議案第 3 号

議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正するに
ついて

議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和 3 1 年条例第 2 4
号）の一部を次のように改正する。

令和 5 年 1 1 月 2 4 日提出

成田市長 小 泉 一 成

議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

第1条 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和31年条例第24号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「100分の220」を「100分の230」に改める。

第2条 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「100分の230」を「100分の225」に改める。

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、令和5年12月1日から適用する。
（期末手当の内払）
- 3 改正後の条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の規定により支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす。

議案第4号

特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正するについて

特別職の職員の給与に関する条例（昭和29年条例第22号）の一部を次のように改正する。

令和5年11月24日提出

成田市長 小 泉 一 成

特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第1条 特別職の職員の給与に関する条例（昭和29年条例第22号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「100分の220」を「100分の230」に改める。

第2条 特別職の職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「100分の230」を「100分の225」に改める。

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の特別職の職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、令和5年12月1日から適用する。
（期末手当の内払）
- 3 改正後の条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の特別職の職員の給与に関する条例の規定により支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす。

議案第5号

成田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準
を定める条例の一部を改正するについて

成田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定
める条例（平成26年条例第28号）の一部を次のように改正する。

令和5年11月24日提出

成田市長 小 泉 一 成

成田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準
を定める条例の一部を改正する条例

成田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定
める条例（平成26年条例第28号）の一部を次のように改正する。

第15条第1項第2号中「同条第11項」を「同条第10項」に改める。

第36条第3項中「第6条第2項中」の次に「認定こども園及び幼稚園」
とあるのは「特別利用教育を提供している施設」と、」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 6 号

成田市子育て支援センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正するについて

成田市子育て支援センターの設置及び管理に関する条例（平成 25 年条例第 10 号）の一部を次のように改正する。

令和 5 年 11 月 24 日提出

成田市長 小 泉 一 成

成田市子育て支援センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

成田市子育て支援センターの設置及び管理に関する条例（平成25年条例第10号）の一部を次のように改正する。

第3条の表を次のように改める。

区分			開所時間	休所日
成田市 子ども 館	1階	ふれあい ひろば	午前9時 から午後 7時まで	(1) 毎月第3水曜日 (2) 1月1日から1月3日まで 及び12月29日から12月 31日まで（以下「年末年始 の休日」という。）
	2階	なかよし ひろば	午前9時 から午後	
成田市三里塚なかよしひ ろば			4時30 分まで	(1) 月曜日（その日が国民の祝 日に関する法律（昭和23年 法律第178号）に規定する 休日（1月1日を除く。以下 「祝日法による休日」とい う。）に当たるときは、火曜 日とする。） (2) 年末年始の休日
成田市公津の杜なかよし ひろば				(1) 毎月第4月曜日（その日が 祝日法による休日に当たると きは、その日後においてその 日に最も近い祝日法による休 日以外の日とする。） (2) 年末年始の休日

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

議案第7号

成田市東小学校跡地複合施設の設置及び管理に関する条例を制定する
について

成田市東小学校跡地複合施設の設置及び管理に関する条例を次のように制定する。

令和5年11月24日提出

成田市長 小 泉 一 成

成田市東小学校跡地複合施設の設置及び管理に関する条例

(設置)

第1条 本市は、市民の健康増進及びスポーツ活動の促進並びに地域社会における福祉の増進を図るため、成田市東小学校跡地複合施設（以下「複合施設」という。）を成田市十余三三九二番地4に設置する。

(事業)

第2条 複合施設は、次に掲げる事業を行う。

- (1) 市民の健康増進及びスポーツ活動の促進並びに市民の地域活動の支援及び地域コミュニティの醸成のための施設の提供に関すること。
- (2) 市民の健康増進及びスポーツ活動の促進のための事業の実施に関すること。
- (3) 前各号に掲げるもののほか、複合施設の設置の目的を達成するために必要な事業

(開館時間)

第3条 複合施設の開館時間は、午前9時から午後9時までとする。

2 市長は、必要があると認めるときは、開館時間を変更することができる。

(休館日)

第4条 複合施設の休館日は、次のとおりとする。

- (1) 1月1日から1月3日まで及び12月29日から12月31日まで
- (2) 火曜日（その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）に当たるときは、その日後においてその日に最も近い休日以外の日）

2 市長は、必要があると認めるときは、休館日を変更し、又は臨時に休館日を定めることができる。

(使用の許可)

第5条 複合施設を使用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。

2 市長は、前項の許可をする場合は、条件を付することができる。

(使用の許可の制限)

第6条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、前条第1項の許可をしないものとする。

- (1) 公の秩序を害し、又は善良な風俗を乱すおそれがあるとき。
- (2) 営利を目的とする事業その他これに類するものであるとき。
- (3) 前各号に掲げるもののほか、複合施設の管理運営上支障が生じるおそれがあるとき。

(目的外使用及び権利の譲渡等の禁止)

第7条 第5条第1項の許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、複合施設を当該許可の目的外に使用し、又はその使用する権利を譲渡し、若しくは転貸することができない。

（使用の許可の取消し等）

第8条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、複合施設の使用の許可を取り消し、又はその使用を停止することができる。

- (1) 使用者がこの条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。
- (2) 使用者が第5条第2項の規定により付された許可の条件に違反したとき。
- (3) 使用者が虚偽の申請その他不正の手段により使用の許可を受けたとき。
- (4) 第6条各号のいずれかに該当するとき。

（使用料）

第9条 使用者は、別表に定める使用料を納付しなければならない。

2 使用料は、前納とする。ただし、市長は、必要があると認めるときは、後納とすることができる。

（使用料の減免）

第10条 市長は、規則で定めるとき又は公益上必要があると認めるときは、使用料の全部又は一部を免除することができる。

（使用料の還付）

第11条 既納の使用料は、還付しない。ただし、市長は、規則で定めるとき又は必要があると認めるときは、使用料の全部又は一部を還付することができる。

（入館の制限等）

第12条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、複合施設への入館を制限し、又は退館させることができる。

- (1) 公の秩序を害し、又は善良な風俗を乱すおそれがあるとき。
- (2) 複合施設の施設、附属設備、備品等（以下「施設等」という。）を損傷するおそれがあるとき。
- (3) 前各号に掲げるもののほか、複合施設の管理運営上支障が生じるおそれがあるとき。

（原状回復の義務）

第13条 使用者は、複合施設の使用を終了したとき（第8条の規定により使用の許可の取消し又は停止があったときを含む。）は、直ちに原状に復さなければならない。

2 前項の規定による原状回復に要する経費は、使用者の負担とする。

（損害賠償）

第14条 故意又は過失により施設等を損傷し、又は滅失した者は、これに

よって生じた損害を賠償しなければならない。ただし、市長は、特別の事情があると認めるときは、賠償額の全部又は一部を免除することができる。

(委任)

第15条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

- 2 市長は、この条例の施行の前においても、複合施設の使用の許可その他の手続に関し必要な準備行為をすることができる。

別表

1 施設使用料（専用使用）

時間区分 使用区分	午前 9 時から 午前 11 時まで	午前 11 時から 午後 1 時まで	午後 1 時から 午後 3 時まで	午後 3 時から 午後 5 時まで	午後 5 時から 午後 7 時まで	午後 7 時から 午後 9 時まで
	第 1 会議室	820円	820円	820円	820円	980円
第 2 会議室	820円	820円	820円	820円	980円	980円
体育館	1,680円	1,680円	1,680円	1,680円	2,020円	2,020円

備考

- 1 次に掲げる場合にあつては、それぞれに定める額（その額に10円未満の端数があるときは、これを四捨五入した額）をこの表に掲げる使用料の額（第3条第2項の規定により開館時間が変更になった場合における午前9時から午後9時までの時間以外の時間の使用に係る使用料の額は、午前9時前の時間にあつては1時間（1時間未満のときは、1時間とする。）につき午前9時から午前11時までの時間の額の1時間相当額とし、午後9時後の時間にあつては1時間（1時間未満のときは、1時間とする。）につき午後7時から午後9時までの時間の額の1時間相当額とする。以下「基本額」という。）に加算する。
 - (1) 本市に住所を有し、又は勤務し、若しくは通学する者以外の者が使用する場合 基本額に100分の50を乗じて得た額
 - (2) 第3条第1項に規定する開館時間以外の時間に使用する場合 使用する時間1時間までごとに、基本額の1時間に相当する額に100分の100を乗じて得た額
- 2 1(1)及び(2)に掲げる場合のいずれにも該当するときは、該当するそれぞれの額を基本額に加算する。
- 3 基本額（体育館を除く。）及びこれに加算する額には、冷暖房使用料が含まれるものとする。

2 施設使用料（個人使用）

時間区分 使用区分	午前 9 時から 午前 11 時まで (1人1 回につ き)	午前 11 時から 午後 1 時まで (1人1 回につ き)	午後 1 時から 午後 3 時まで (1人1 回につ き)	午後 3 時から 午後 5 時まで (1人1 回につ き)	午後 5 時から 午後 7 時まで (1人1 回につ き)	午後 7 時から 午後 9 時まで (1人1 回につ き)

体育館	一般・学生	150円	150円	150円	150円	180円	180円
	中学生 (義務教育学校の後期課程の生徒を含む。) 以下	90円	90円	90円	90円	110円	110円

備考

- 1 本市に住所を有し、又は勤務し、若しくは通学する者以外の者が使用する場合には、この表に掲げる使用料の額（以下「使用料」という。）に100分の50を乗じて得た額（その額に10円未満の端数があるときは、これを四捨五入した額）を加算する。
- 2 使用料及びこれに加算する額には、冷暖房使用料が含まれるものとする。
- 3 附属設備使用料

使用区分	金額
冷暖房設備（体育館において、専用使用する場合に限る。）	1時間までごとに 660円

議案第8号

成田市農業集落排水事業の設置等に関する条例を制定するについて

成田市農業集落排水事業の設置等に関する条例を次のように制定する。

令和5年11月24日提出

成田市長 小 泉 一 成

成田市農業集落排水事業の設置等に関する条例

(農業集落排水事業の設置)

第1条 農業集落における地域排水の水質保全及び生活環境の改善に寄与するため、農業集落排水事業を設置する。

(法の適用)

第2条 地方公営企業法（昭和27年法律第292号。以下「法」という。）

第2条第3項及び地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第1条第2項の規定により、農業集落排水事業に法第2条第2項に規定する財務規定等を適用する。

(経営の基本)

第3条 農業集落排水事業は、常に企業の経済性を発揮するとともに、公共の福祉を増進するように運営されなければならない。

2 農業集落排水事業の区域は、成田市農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例（平成18年条例第32号）第3条の規定により告示された区域とする。

(重要な資産の取得及び処分)

第4条 法第33条第2項の規定により予算で定めなければならない農業集落排水事業の用に供する資産の取得及び処分は、予定価格（適正な対価を得てする売払い以外の方法による譲渡にあっては、その適正な見積価額）が2,000万円以上の不動産若しくは動産の買入れ若しくは譲渡（不動産の信託の場合を除き、土地については、その面積が1件5,000平方メートル以上のものに係るものに限る。）又は不動産の信託の受益権の買入れ若しくは譲渡とする。

(議会の同意を要する賠償責任の免除)

第5条 法第34条において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号）

第243条の2の8第8項の規定により農業集落排水事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任の免除に係る賠償額が20万円以上である場合とする。

(議会の議決を要する負担付きの寄附の受領等)

第6条 農業集落排水事業の業務に関し法第40条第2項の規定により条例で定めるものは、負担付きの寄附又は贈与の受領でその金額又はその目的物の価額が100万円以上のもの及び法律上市の義務に属する損害賠償の額の決定で当該決定に係る金額が100万円以上のものとする。

(会計事務の処理)

第7条 法第34条の2ただし書の規定に基づき、農業集落排水事業の出納その他の会計事務のうち、次に掲げるものに係る権限は、会計管理者に行わせ

るものとする。

(1) 公金の収納及び支払に関する事務の一部

(2) 公金の保管に関する事務

(業務状況説明書類の作成)

第8条 市長は、農業集落排水事業に関し、法第40条の2第1項の規定により、毎事業年度4月1日から9月30日までの業務の状況を説明する書類を11月30日までに、10月1日から3月31日までの業務の状況を説明する書類を5月31日までに作成しなければならない。

2 前項の業務を説明する書類には、次に掲げる事項を記載するとともに、11月30日までに作成する書類においては前事業年度の決算の状況を、5月31日までに作成する書類においては同日の属する事業年度の予算の概要及び事業の経営方針をそれぞれ明らかにしなければならない。

(1) 事業の概況

(2) 経理の状況

(3) 前各号に掲げるもののほか、農業集落排水事業の経営状況を明らかにするため市長が必要と認める事項

3 天災その他のやむを得ない事故により、第1項に定める期日までに同項の業務の状況を説明する書類を作成することができなかつた場合において、市長は、できるだけ速やかにこれを作成しなければならない。

(委任)

第9条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(成田市特別会計条例の一部改正)

2 成田市特別会計条例（昭和39年条例第3号）の一部を次のように改正する。

第1条中第4号を削り、第5号を第4号とする。

議案第9号

成田市火災予防条例の一部を改正するについて

成田市火災予防条例（昭和36年条例第22号）の一部を次のように改正する。

令和5年11月24日提出

成田市長 小 泉 一 成

成田市火災予防条例の一部を改正する条例

成田市火災予防条例（昭和36年条例第22号）の一部を次のように改正する。

第11条第1項第3号の2中「キュービクル式のものにあつては、」を削る。

第11条の2第1項第4号中「雨水等」を「その筐体^{きょうたい}は、雨水等」に改める。

第13条第1項を次のように改める。

蓄電池設備（蓄電池容量が10キロワット時以下のもの及び蓄電池容量が10キロワット時を超え20キロワット時以下のものであって蓄電池設備の出火防止措置及び延焼防止措置に関する基準（令和5年消防庁告示第7号）第2に定めるものを除く。以下同じ。）は、地震等により容易に転倒し、亀裂し、又は破損しない構造としなければならない。この場合において、開放形鉛蓄電池を用いたものにあつては、その電槽は、耐酸性の床上又は台上に設けなければならない。

第13条第3項を次のように改める。

3 第1項に規定するもののほか、屋外に設ける蓄電池設備（柱上及び道路上に設ける電気事業者用のもの、蓄電池設備の出火防止措置及び延焼防止措置に関する基準第3に定めるもの並びに消防長が火災予防上支障がないと認める構造を有するキュービクル式のものを除く。）にあつては、建築物から3メートル以上の距離を保たなければならない。ただし、不燃材料で造り、又は覆われた外壁で開口部のないものに面するときは、この限りでない。

第13条第4項中「第2項並びに本条第1項」を「第11条の2第1項第4号」に改める。

第44条第13号中「蓄電池設備」の次に「（蓄電池容量が20キロワット時以下のものを除く。）」を加える。

別表第3 厨房設備の項気体燃料の目の次に次のように加える。

固 体 燃	不 燃 以	木炭を燃 料とする もの	炭火焼 き器	—	100	50	50	50
-------------	-------------	--------------------	-----------	---	-----	----	----	----

料	外							
	不燃	木炭を燃料とするもの	炭火焼き器	—	80	30	—	30

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年1月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この条例の施行の際現に設置されている燃料電池発電設備、変電設備、内燃機関を原動力とする発電設備及び改正後の成田市火災予防条例（以下「新条例」という。）第13条第1項に規定する蓄電池設備（附則第4項に規定するものを除く。）（以下この項において「燃料電池発電設備等」という。）又は現に設置の工事がされている燃料電池発電設備等のうち、新条例第11条第1項第3号の2（新条例第8条の3第1項及び第3項、第11条第3項、第12条第2項及び第3項並びに第13条第2項及び第4項において準用する場合を含む。）の規定に適合しないものについては、同号の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行の際現に設置され、又は設置の工事がされている新条例第13条第1項に規定する蓄電池設備（次項に規定するものを除く。）のうち、同条第1項の規定に適合しないものについては、同項の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 4 新条例第13条第1項に規定する蓄電池設備に新たに該当することとなるもののうち、この条例の施行の際現に設置されているもの及びこの条例の施行の日から起算して2年を経過する日までの間に設置されたもので、同条の規定に適合しないものについては、同条の規定は、適用しない。

議案第10号

指定管理者の指定について

下記のとおり指定管理者を指定する。

令和5年11月24日提出

成田市長 小 泉 一 成

記

- 1 管理を行わせる公の施設の名称
成田市さくらの山
- 2 指定管理者となる団体の名称
さくらの山管理企業組合
- 3 指定の期間
令和6年4月1日から令和9年3月31日まで

議案第11号

指定管理者の指定について

下記のとおり指定管理者を指定する。

令和5年11月24日提出

成田市長 小 泉 一 成

記

- 1 管理を行わせる公の施設の名称
下総運動公園
- 2 指定管理者となる団体の名称
公益財団法人成田市スポーツ・みどり振興財団
- 3 指定の期間
令和6年4月1日から令和11年3月31日まで